

千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

平成16年7月30日作成

団体名	財団法人千葉県生活衛生営業指導センター	県所管課	健康福祉部衛生指導課
代表者	理事長 臼井一世	電話	043(223)2627
所在地	千葉市中央区新宿2-8-1		
電話	043(247)2794		
設立年月日	昭和57年1月30日		
ホームページアドレス	http://www.seiei.or.jp/chiba/		
事業内容	生活衛生関係営業に関する相談、指導、苦情処理及び苦情に関する指導、講習会、情報又は資料の収集及び提供、振興のための事業、標準営業約款に関する営業者の登録等の事業		

1 出資等の状況(H16.4.1現在)

(単位:千円,位)

資本金(又は出捐金)	10,500
------------	--------

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐)割合	出資(出捐)順位	備考
千葉県	5,000	47.6%	1	
千葉県飲食業生活衛生同業組合	1,030	9.8%	3	
千葉県理容生活衛生同業組合	820	7.8%	4	
千葉県美容業生活衛生同業組合	790	7.5%	5	
千葉県食肉生活衛生同業組合	440	4.2%	6	
千葉県クリーニング生活衛生同業組合	370	3.5%	7	
千葉県すし商生活衛生同業組合	360	3.4%	8	
千葉県麺類業生活衛生同業組合	310	3.0%	9	
千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合	300	2.9%	10	
千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合他	1,080	10.3%	2	

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H16.4.1現在)

社員総数	
------	--

区分		社員数	主な者
内訳	地方公共団体		
	県		
	市町村		
	国又は政府系機関		
	民間法人		
	その他		

3 財務状況

(1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
総資産	93,566	87,127	80,156
負債	2,807	1,773	2,023
資本	90,758	85,353	78,132
累積損益	80,258	74,853	67,632

(2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
総収入 (=売上高 + 営業外収益 + 特別利益)	116,161	62,859	61,450
経常損益	951	5,405	7,221
当期損益	951	5,405	7,221
減価償却前当期損益	951	5,405	7,221

4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項 目	13年度	14年度	15年度
借入金残高	0	0	0
うち県からの借入金残高			
うち県以外からの借入金残高			
うち県の債務保証又は損失補償の対象となる借入金残高			

公益法人については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

貸借対照表 資本 正味財産の部合計

累積損益 基本金等を除く正味財産額

損益計算書 損益計算書 収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入 (= 売上高 + 営業外収益 + 特別利益) 総収入 (= 当期収入合計 - 借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益 当期正味財産増減額 - (特別損益項目の資産の増減 + 特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益 当期正味財産増減額

減価償却前当期損益 当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

5 県の財政支出の状況

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	13年度	14年度	15年度
委託料	国民生活金融公庫に係る融資推薦書の交付及び広報紙の発行	589	472	472
補助金・交付金・負担金	生活衛生関係営業の衛生水準の向上、経営の合理化に係る事業に対する補助	21,302	20,324	19,474
その他 (利子補給・税の減免額・出資金・貸付金・その他)	該当なし	0	0	0
合計		21,891	20,796	19,946

6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(単位:人)

項目	13年度	14年度	15年度
常勤役員数	3	2	3
うち県退職者	3	2	3
うち県派遣職員			
常勤職員数	1	1	1
うち県退職者			
うち県派遣職員			

7 事務事業の見直しの状況

人件費削減	平成15年度において、給与月額を2%、期末手当を0.05月減額した。
-------	------------------------------------

(参考) 公社等外郭団体の見直し概要(千葉県行政改革推進本部決定)

改革方針	経営改善
改革の期間	
改革の概要	当センターは、「生活衛生営業の適正化及び振興に関する法律」に基づき県内を区域として設置された団体であるため、このセンターの廃止、業務の民営化等には法律の改正が必要である。 (事業の概要) 生活衛生関係営業(理容、飲食業、食肉販売等)に係わる各種の相談指導事業、講習会事業、標準営業約款登録事業など。
改革の効果	
改革に伴う課題	
その他	